**平成２３年（フ）第１４８９４号**
東京都中野区中野６丁目27―２　藤荘２Ｆ
債務者　加藤　政夫
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４８９９号**
東京都江東区大島４丁目１―１―1113
債務者　高橋　吉政
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４９１２号**
東京都板橋区成増２―36―16、住民票上の住所東京都板橋区双葉町34―13―202
債務者　市川　数馬
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４９１３号**
東京都豊島区雑司が谷３丁目８－６
債務者　川村　絵美（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４９１６号**
東京都足立区千住旭町32―３―201
債務者　山本　　智
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４９２０号**
東京都江東区潮見２丁目８―14―723
債務者　沖沢　　広
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１４９２４号**
東京都府中市清水が丘１丁目９―24―507
債務者　内田　久雄
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２４６２号**
神奈川県鎌倉市寺分448番地　市営深沢第３住宅11号
債務者　中山よし子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２５５８号**
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地27棟505号
債務者　齋藤　元三
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２７３６号**
横浜市神奈川区東神奈川２丁目29番地１　玉喜荘607号
債務者　安慶名常徳
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２７５４号**
横浜市南区中村町４丁目274番地３
債務者　大石知枝子（旧姓大沢）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６００号**
静岡市清水区横砂東町２番34号
債務者　塚田　純一
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６７４号**
静岡県焼津市五ケ堀之内33番地　オレンジコートＢ302
債務者　杉山　信子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１７８号**
静岡県富士宮市宮原348―１　南富士病院内、住民票上の住所静岡県富士宮市西町16番15号
債務者　塩川英三郎
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後３時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２３年（フ）第５３３号**
岡山市中区神下373番地　大森住子方、住民票上の住所岡山市中区長岡468番地１
債務者　川端るみ子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部